

令和5年8月21日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 遠 藤 徳 一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 魚沼ケーブルテレビの廃止に伴う加入者等支援策（案）について
(2) 今後の調査事項・課題について
(3) 行政視察について
(4) その他

- 2 調査の経過 8月21日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
魚沼ケーブルテレビの廃止に伴う加入者等支援策（案）について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
今後の調査事項について、第6期前期からの引継ぎ事項について調査することとした。
行政視察について、視察希望先等について協議した。
その他で、小型動力ポンプ付水槽車（タンク車）の進捗状況について、消防用施設の借地契約書の不備等（課税免除）の進捗状況について、インターチェンジの名称変更における協議会案の決定について、旧町村名等を名称の一部にしている公共施設の名称変更について、指定管理者に対するエネルギー価格高騰支援及び物価高騰等に対応した公共施設の使用料見直しについて、旧堀之内子育て支援センター跡地利活用方針について、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について、ふるさと納税の現状と課題、今後の方針について、管理不全空き家の抑制に向けた解体費支援等について、旧慣使用地に係る線下補償料の地元交付について、熱中症の出動状況について、一般財団法人地域づくり振興公社の解散に伴う残余財産について、銀山平（蛇子沢小屋）の無償貸付について及び、各種計画の進捗状況について執行部から説明を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 魚沼ケーブルテレビの廃止に伴う加入者等支援策(案)について

(2) 今後の調査事項・課題について

(3) 行政視察について

(4) その他

①小型動力ポンプ付水槽車(タンク車)の進捗状況について

②消防用施設の借地契約書の不備等(課税免除)の進捗状況について

③インターチェンジの名称変更における協議会案の決定について

④旧町村名等を名称の一部にしている公共施設の名称変更について

⑤指定管理者に対するエネルギー価格高騰支援及び物価高騰等に対応した公共施設の
用料見直しについて

⑥旧堀之内子育て支援センター跡地利活用方針について

⑦弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について

⑧ふるさと納税の現状と課題、今後の方針について

⑨管理不全空き家の抑制に向けた解体費支援等について

⑩旧慣使用地に係る線下補償料の地元交付について

・熱中症の出動状況について

・一般財団法人地域づくり振興公社の解散に伴う残余財産について

・銀山平(蛇子沢小屋)の無償貸付について

・各種計画の進捗状況について

2 日 時 令和5年8月21日 午後1時30分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

5 欠席委員 なし

6 説明員 桑原総務政策部長、古田島消防長、小島総務政策部副部長、
山田秘書広報課長、五十嵐企画政策課長、齋藤管財課長、佐藤防災安全課長、
角屋消防総務課長

7 書 記 坂大議会事務局長、星係長

8 経 過

開 会 (13:30)

遠藤委員長　定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。7月4日の6月定例会における組織改編において、新たな総務委員会の体制での初の委員会でございます。委員長を務めさせていただきますが、皆さんからのご協力をよろしくお願いいたします。また、この総務委員会ですが、次の市議会の改選までの2か年ということで、前委員会からの引継ぎも含めまして、また新たな定員適正化計画ですとか、財政計画等の課題もあるようであります。そういった課題に一丸となって取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、本日の議事日程に入る前に、8月17日に発生しました集中豪雨による被災状況について、執行部から報告をお願いします。

桑原総務政策部長　それでは、先週木曜日の8月17日に発生いたしました市内局地的な突風、豪雨、落雷の被害状況につきまして、説明をさせていただきます。資料については掲載のとおりですが、8月17日に発生した突風につきましては、市内の被害の状況からして、気象台が調査に入ったということでございます。これについて発表もされておりますが、一部このダウンバーストまたは、ガストフロントの可能性が高いということで、気象台からは発表されています。この点を含めまして、被害状況と合わせて防災安全課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

佐藤防災安全課長　それでは、令和5年8月17日に発生しました局地的な豪雨、暴風、雷による被災状況を報告させていただきたいと思っております。(資料「令和5年8月17日(木)に発生した局地的な豪雨・暴風・雷による被災状況」、「令和5年8月17日に新潟県魚沼市で発生した突風について～気象庁機動調査班による現地調査の報告～」により説明)

今回、突風をもたらした現象の種類で、ダウンバーストとガストフロントということですが、ダウンバーストにつきましては、積乱雲の中で発生した冷たい空気が下降気流に乗って地面のほうに落ちてくるというような状況で強い風が起きる現象です。ガストフロントにつきましては、その降下した空気がさらに横に広がることによって発生する強い風ということになります。魚沼市におきましては、この両方が発生したということで、積乱雲の下だけでなく広範囲にわたって被害があったと考えられます。それから、突風の強さの評定としましては、この藤田スケールということでございます。これにつきましては、シカゴ大学の藤田博士により考案された基準で、アメリカでのハリケーンとかもそうですが、気象観測している場所でなかなかこの風速とかが計測できないので、被害の状況を見ながらどのくらいの風の強さだったかというのを表した指標になります。今回は、非住家の屋根のトタンがめくれて飛散をしたというような状況から、この藤田スケールに合わせると、このJ E F Oに該当するということございました。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし)なければこれで質疑を終結します。本件につきましては、9月定例会初日におきまして、市長から行政報告があるということですので、また新たな情報とともに行政報告を受けたいと思っております。

それでは、議事日程に入らせていただきます。

(1) 魚沼ケーブルテレビの廃止に伴う加入者等支援策(案)について

遠藤委員長　日程第1、魚沼ケーブルテレビの廃止に伴う加入者等支援策(案)についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　それでは説明いたします。資料については、お手元に配付のとおりでございますが、このケーブルテレビに関しましては、令和3年度より現状と課題を整理してまいったところでございます。令和4年度には加入者と市民へのアンケート調査を行い、また今年2月定例会会期中の委員会では、その意向調査の結果について報告をさせていただいたところでございます。また、6月定例会会期中の委員会の中では、今後のケーブルテレビの在り方といたしまして、令和7年度中に独自放送を廃止するということと、令和8年度中に事業全体そのものを廃止したいということで、案を説明させていただいたところでございます。今後、この案をもって、実際の加入者へ説明に入りたいと考えております。その際に、市がこれまで進めてきた事業でもございますので、ある程度市民、あるいは加入者の方々に対してそれぞれ支援策というものを併せて用意すべきということで考えまして、今回お示しをさせていただくものでございます。資料につきまして、秘書広報課長より説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

山田秘書広報課長　それでは私から魚沼ケーブルテレビの廃止に伴う加入者等支援策（案）についての説明をさせていただきます。今ほど桑原総務政策部長からも話をさせていただきましたが、魚沼ケーブルテレビの今後の在り方につきましては、これまで総務文教委員会の中で説明をさせていただきます。6月26日の委員会で廃止の方針を示させていただいたところでございます。今回につきましては、今後、加入者等の支援策の案についてということで上げさせていただいたところです。（資料「魚沼ケーブルテレビの廃止に伴う加入者等支援策（案）について」により説明）

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　エヌ・シー・ティへの切替えによりまして、今まで難視聴対策、難視聴の箇所、また難視聴地域以外にも難視聴の箇所があるということなんですけれども、そういった箇所は全て解消されるということなんでしょうか。

桑原総務政策部長　この株式会社エヌ・シー・ティのサービスが堀之内地域全域に対してサービスを可能とする旨を伺っております。先ほど課長の説明で、それが来年3月からということでございますので、それ以降を希望される方については、申出、契約手続によりまして現在難視聴地域といわれている区域にあっても、テレビが見れるということには変わりがないということで認識をしております。

佐藤委員　魚沼ケーブルテレビからエヌ・シー・ティへのケーブルの切替えなんですけれども、これは魚沼ケーブルテレビの既設されているケーブルにエヌ・シー・ティがそこに接続するというやり方なんでしょうか。

桑原総務政策部長　現在、市が行っております魚沼ケーブルテレビの通信基盤インフラについては、市が整備したものでございます。これに対しまして、株式会社エヌ・シー・ティがこれから行おうとするサービスについては、民間事業者の光ケーブル、ルN T Tの回線になるかと思いますがそちらを通して行うということになります。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）なければこれで質疑を終結します。このことについては、今後、利用者の説明会があるということでもありますので、本件については、引き続き調査をするということで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定をいたしました。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第4その他を先に審議したいと思います。こ

れに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第4
その他を先に審議することに決定いたしました。

(4) その他

①小型動力ポンプ付水槽車(タンク車)の進捗状況について

遠藤委員長 日程第4、その他を議題といたします。まず、①小型動力ポンプ付水槽車(タンク車)の進捗状況について執行部に説明を求めます。

古田島消防長 それでは説明をいたします。(資料「消施物第1号 小型動力ポンプ付水槽車工程表(変更工程表)」により説明)

昨年の総務文教委員会等でもお話をさせていただきましたが、契約期間を伸ばさせていただきました。令和5年7月18日に納車となり完成検査も行いました。変更した納期限が7月19日でしたので、納期限までに納車ということになりました。その後8月1日から正式実運用をしております。この案件についての説明は、以上になります。

遠藤委員長 このことにつきましては、前総務文教委員会のとよからの課題でもありました。いろいろとスケジュールにのっとりて納車されて完成検査も完了しているということでございます。質疑があるようでしたら、お受けしますがいかがでしょうか。(なし) 質疑なしということで質疑を終結いたします。この件につきましては、課題でありました納期限までに納車がされましたので以上といたします。

②消防用施設の借地契約書の不備等(課税免除)の進捗状況について

遠藤委員長 次に、②消防用施設の借地契約書の不備等(課税免除)の進捗状況について執行部に説明を求めます。

古田島消防長 ご説明をいたします。(資料「■消防施設・設備に係る課税免除対応スケジュール」により説明)

これも同じく昨年総務文教委員会、全員協議会等で説明させていただきました。令和5年8月18日現在ということで、7施設の対応が残っております。全員協議会等で説明させていただきましたが、対象となる人数としては207名ですけれども、今現在、この7施設が残っております。そのうち、ほとんどが複数の方の共有地等々で地権者が亡くなっている等がありますので、この7件については時間がかかるものと思いますが、税務課等関係機関と連絡しながら解決したいと思っております。先ほど申したとおり、時間がかかるものと思っておりますので、今後も進捗があり次第、説明をさせていただきたいと思っております。それで対応済みのものについて、税務課から9月25日に対象者に振込を行うというような連絡がありましたので、補足で説明をさせていただきます。説明については以上になります。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。本件については、7施設について課題が残っているということですので、委員会におきましては引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

③インターチェンジの名称変更における協議会案の決定について

遠藤委員長 次に、③インターチェンジの名称変更における協議会案の決定について執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長 それでは、インターチェンジの名称変更における協議会案の決定について説明をさせていただきます。新聞報道等で既に御承知のとおりであります。去る7月14日に開催されました魚沼市インターチェンジ名称検討協議会におきまして、小出インターチェンジを魚沼インターチェンジに名称変更を要望することに決定いたしましたので報告いたします。なお、詳細につきましては、企画政策課長から説明をさせていただきます。

五十嵐企画政策課長 それでは、私から用意いたしました資料について説明をさせていただきます。(資料「インターチェンジの名称変更における協議会案の決定について」により説明)

広報に関する予算につきましては、9月議会におきまして補正予算での対応をお願いしたいと考えているところであります。

遠藤委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。

大桃委員 今、名称検討協議会でアンケートの内容を含めて調査という話がありましたけれども、魚沼インターチェンジのほかにも名称としてどんなものが何点ぐらいあったのか分かったらお聞かせください。

桑原総務政策部長 魚沼という名称のほかにも、執行部側でどういう案を持ったかということでしょうか。

大桃委員 今回、この報告のあった魚沼インターチェンジに決定したということですが、ほかにも候補として上がったものというのは、どういう名称のものがあるかということです。

桑原総務政策部長 この協議会に出す段階で、小出インターを魚沼インターに変えるということで、名称についてはあくまでも魚沼だけでございます。

富永委員 今ほどの説明で、広報費用を今度の議会で補正されるということですが、その金額とその広報以外には、そういった必要な経費はないのかお聞きします。

五十嵐企画政策課長 このたびの補正予算につきましては、広報に関する予算のみを考えております。総額で300万円程度を予定しております。

富永委員 そうすると今回は、広報の関係の費用以外には計上しなければならないものはないということですね。

五十嵐企画政策課長 今回は広報のみでお願いをしたいと思います。

佐藤委員 経済波及効果が見込まれても、それによって名称を変更するということかと思えます。その名称について市民や市外、県外の方にも周知をするということで、そういったところから経済波及効果が生まれるということかと思えますが、市のほうとしまして、もう一つなんていうか、魚沼インターということで名称変更したことで、さらに経済波及効果を生み出すような考え、例えば今、観光情報を掲載したチラシを配るということもありますけれども、市の特産品ですとか、促成山菜栽培もされていますけれども、ユリもありますし、そういう中で何かそういった名称の周知プラスさらに県の産業のほうを名

称変更にあわせて紹介していくような、一つ前に踏み出すようなそういった計画はされていないのでしょうか。

桑原総務政策部長　今後インターチェンジの名称が変わるということになりますと、例えば魚沼市の位置情報をお知らせするような印刷物ですとか、あるいは様々なウェブ媒体で高速道路の路線のところにも小出ではなく魚沼ということが表示されることによつてのPR効果は、当然期待できることと思っております。それ以外にもこちらから発信する方法といたしましては、様々な魚沼の位置をお知らせするにあたりまして魚沼インターから、例えば何キロに何々があるといったところは案内できることによりまして、その知名度等についてはさらに広がっていくものと、それによってまた経済波及も見込んでいるということでございます。

佐藤委員　私の要望としましては、名称変更に伴って、さらに波及効果を上げるような、ただ単にチラシだけではなくて、積極的に何かやるようなそういったことにアイデアを絞っていただけたらという気がしますけれども、これは要望だけです。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結します。先ほど相乗効果の話も出ておりましたし、今後まだ協議は進むものと思われまますが、委員会といたしましては引き続き調査をすることで、異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

④旧町村名等を名称の一部にしている公共施設の名称変更について

遠藤委員長　次に④旧町村名等の名称の一部にしている公共施設の名称変更について執行部から説明を求めます。

小島総務政策部副部長　それでは、旧町村名等を名称の一部にしている公共施設の名称変更について説明をさせていただきます。合併から来年で20周年を迎えるに当たりまして合併前の旧町村名及び小出郷を冠した施設というのが、まだまだ魚沼市内にはございます。これらについて、庁内において解消するために一定の基準を設定しながら対象施設を選定させていただきましたので報告をさせていただきます。詳細につきましては、企画政策課長から説明をいたします。

五十嵐企画政策課長　それでは私から資料の説明をさせていただきます。(資料「旧町村名等を名称の一部にしている公共施設の名称変更について」により説明)

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃委員　名称変更対象施設がこの7か所ということで選定されているようですが、まだまだあるように思われますが、この7か所に限定されたということで、これの背景を聞かせていただけますか。

桑原総務政策部長　いろいろ検討の結果、7施設に絞ったということでございますけれども、その検討する段階でこちらの基本的な考えでお示しをさせていただきましたとおり、同じ種類の施設が市内に複数あるもので、当該施設の立地場所を示しているものであると当然ながら変えられませぬし、あとこちらの基本的な考え方の(3)にありますように、市外の人に対しても広く名称が浸透していたりするもののうち、その名称の変更で所在や位置場所が分からなくなるもの、あるいは(4)にありますように、名称を変更して混乱が生

じる、そういったところをそれぞれの施設所管課でこれに該当するかどうかというところを十分に検討し議論した後に、こちらの7施設に絞られたということでございます。

大桃委員　そうするとですね、先ほど言われた検討したほかの施設は、今後については検討する余地はないといえますか、どのように考えますか。

桑原総務政策部長　ほかに、例えば学校とか、そういったものも旧町村名がついているものもあるかと思うんですが、この基本的な考え方でそういったことは除くということとさせていただきます。あくまでもこの基本的な考え方に基づくとすれば、今回絞ったもので、それ以外については当面は、検討しないということとさせていただきます。なお、この名称の関係については、全ての方がいろいろな思い入れがある中で、なかなか満場一致でそれがいいと賛成していただけないところはないかというふうにも考えておりますので、ある程度基準を決めた中で、その考え方に基づいて機械的に変えていくべきではないかということで、今回そのような作業をさせていただいたということでございます。

大桃委員　これは、それぞれの所管課でもって検討されたということですがけれども、今ほど部長が言われたように、市民の方は愛着を持っているとかいろいろありますので、例えばこの7か所を市民の皆さんが目を通したときに、うちのここのところはどうなのかという疑問が出たときにどのように対処しますか。

桑原総務政策部長　その場合におきましては、やはり先ほど来説明させていただいております基本的な考え方の内容を説明させていただくということで対応させていただきたいと思っております。その他に変えたほうがいいのかというところについては、やはり時間の経過でそういったところも今後出てくるものもあるかと思っております。それはその都度、またそういう話があれば頂戴して承った後に議論してまいりたいというふうにも考えております。

大桃委員　そういうことになろうかと思っておりますけれども、自治会とか、そういうところに話を持ちかけるとか、アンケートを取るとかというようなこともされるべきではないかと思うんですけれども、そういう考えがあるかどうかお聞きします。

桑原総務政策部長　今回対象となった7施設については、いずれの施設もその自治会とかに限定されて使用がされている施設ではなくて、広く市民が使う施設ということで認識をしています。仮にこれがその地元の方に限定されている施設であれば、委員御指摘のように地元と十分な協議をして、意向調査をした中で対応すべきというふうにも考えております。繰り返して恐縮ですが、基本的な考え方でお示しをさせていただきますように、要するに市内で常に複数同種施設が存在しているものですか、名前がもう既に浸透しているもの、あるいはそれによって場所が分かりにくくなるものについては、あらかじめこちらのほうから外してさせていただきます。この対象となった7施設で仮にそういったところがあるとすれば、また調査をさせていただければと思っておりますが、今のところはそれはないと確認をしているところでございます。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし)なければこれで質疑を終結いたします。本件については、ようやくこれについての活動が始まるということとありますので、委員会としても引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

⑤指定管理者に対するエネルギー価格高騰支援及び物価高騰等に対応した公共施設の使用料見直しについて

遠藤委員長　次に、⑤指定管理者に対するエネルギー価格高騰支援及び物価高騰等に対応した公共施設の使用料見直しについて執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　こちらの資料が2つにわたっておりますので、交互に御覧いただきたいと思っています。この指定管理者に対するエネルギー価格高騰支援についてでございますけれども、今年度の補正予算でも要求をさせていただきましたが、エネルギー価格、それから物価高騰に対して民間事業者については、かなり経営が厳しくなっているというような状況が見受けられます。それらに対応するために、市でも支援策を用意して今ほど申し上げた補正予算を組ませていただいたところでございます。特に、この指定管理者につきましては、こちらの資料にありますように、利用料金制をしている関係で、なかなか思うように会社側で稼ぎ出す策が立てられなかったり、あるいはそもそも使用料が変えられないといったところもございますので、それらに対応すべく二段階でエネルギー価格の高騰支援を考えたものでございます。前段の部分については管財課長、後段の部分については企画政策課長から説明させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

斎藤管財課長　それでは、まず始めの資料で指定管理者に対するエネルギー価格高騰支援について私から説明させていただきます。(資料「指定管理者に対するエネルギー価格高騰支援について」により説明)

五十嵐企画政策課長　それでは、私から物価高騰等に対応した公共施設の使用料見直しについてということで説明させていただきます。指定管理施設も含めた全ての公共施設ということで、御理解いただきたいと思ひます。(資料「物価高騰等に対応した公共施設の使用料見直しについて」、「魚沼市公共施設使用料・手数料の算定に関する基本方針の主な変更点」、「魚沼市公共施設使用料・手数料の算定に関する基本方針【案】」により説明)

遠藤委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員　指定管理者に対しますエネルギー価格高騰支援ですけれども、魚沼市の指定管理者による管理が行われている施設ということで、インターネットで調べたら45か所が出てまいりました。その中で、施設名と指定管理者の関係なんですけれども、例えば、魚沼福祉会が指定管理者のところを特別養護老人ホームが何か所かありますけれども、そういう同じ指定管理者の中で特養が入っている施設名もあるんですけれども、入っていないところもあつたりします。例えば、入っているところでは特別養護老人ホームあぶるま苑は入っているんですけれども、美雪園はどうも入っていないように見えます。そういう指定管理者が管理する各施設が全部入っているわけではないのでしょうか。

桑原総務政策部長　質問の趣旨からすると、恐らく福祉事業者が指定管理となっている施設で市内にある福祉施設が全部網羅されてないと、そういった趣旨としてお聞きしたんですが、そういったことでお答えしてよろしいのでしょうか。今ほど質問のあつた件について、具体的に申し上げますと魚沼福祉会が管理する施設の中でも市が建てた施設を指定管理者になって管理していただいている施設が先ほど御指摘いただいたあぶるま苑になります。一方、美雪園については、社会福祉法人側が自ら建てた施設ということでございますので、市の施設ではないということで、こちらの対象にはなっていないということでございます。

佐藤委員　　そういった違いがあるということは分かったんですけども、そういう物価高騰の中で、エネルギー価格高騰の中で、運命的な経済的な大変さというのは、いずれにしましても変わらないんじゃないかという気がしますけれども、そういう点では、それぞれが市が建てたものにしましても事業者が建てたものにしましても、それぞれ支援が必要なのではないかと考えますがいかがでしょう。

桑原総務政策部長　　民間事業者に対する支援については、昨年来、様々な、コロナ禍からも含めると一昨年以来、いろいろと支援策を講じているところでございます。今回問題になっているのが特に指定管理者の施設でありまして、指定管理者の施設については先ほど担当課長から説明がありましたように、利用料金制をとっている施設については、協定前3か年の収支に基づいて指定管理料を算定しているところでございます。そうしますと、仮にその金額が協定期間内で固定されますので、仮に急激に物価変動が生じたとしても、協定書に基づく金額でもって協定期間内は我慢しなければいけないという状況が生じておりました。それを解消するために今回、こちらの高騰支援をまずご用意して、第一弾、これは今年度限りでございましてけれどももさせていただいて、第二弾として、使用料の設定上限金額は市の施設ですので、条例を改正をして引き上げたいと、その引き上げた中で、指定管理者側が独自にまた料金を設定いただきたいということの二段構えで対応させていただければということで、今回説明させていただいたものでございます。

佐藤委員　　分かりました。それから、エネルギー価格高騰支援のところ、3支援額の算定等の中で、令和5年4月1日から新たに指定管理者が管理するということで、この対象の施設としてはどういったところがありますでしょうか。

桑原総務政策部長　　今年度から新たに指定管理者制度を導入した施設ということでございましてけれども、これについては、比較対象が同じ指定管理者での比較ができないということで、今回算定のほうを分けさせていただいたわけでございます。今年4月から新たに指定管理者制度を導入した施設ということででしょうか。それについて管財課長から説明をさせていただきます。

遠藤委員長　　ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（14：39）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（14：50）

遠藤委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。先ほどの質疑について、桑原総務政策部長。

桑原総務政策部長　　先ほどの対象となる令和5年度から新たに指定管理者となった施設の関係について報告をさせていただきますが、7施設になります。指定管理者を新たに導入した施設といたしましては、子育ての駅かたつきり、地域振興センター、小出スキー場、薬師スキー場、須原スキー場、それとふれあい交流センターこまみと小出公園ということになっております。そのほかに浅草山荘がございまして、浅草山荘については以前ほかの事

業者が指定管理となっておりましたけれども、今回新たに別の事業者になりまして、今回の支援策でいうところの6か月相当の支援対象ということでございます。

佐藤委員 分かりました。それから、公共施設の使用料の見直しについての2枚目、主な変更点を見ますと、受益者の負担割合を4分類から9分類に見直しをされていますけれども、こういった使用料の見直しの考え方というのは近隣自治体と比較しまして同じような考えでやっているのでしょうか。南魚沼市ですとか小千谷市ですとか、それぞれ考慮しながらやられていると思います。そういった中で、金額の違いがあると戸惑う面もあるのではないかと思います。近隣の自治体の状況を把握した中で、こういった分類変更をされているのでしょうか。

五十嵐企画政策課長 このたびの基本方針の見直しに当たりましては、県内の他市の例を参考にしながら本市も見直しを行っております。

佐藤委員 確認ですけれども、今ほどの主な変更点のところ、6ページの(3)算定方法の変更後のことです。一人当たりの単価は、原価掛ける年間利用者数になっていますけれども、原価割る年間利用者数ではないかという気がしますが、いかがでしょうか。

五十嵐企画政策課長 主な変更点の資料のほうが間違っておりまして、この案のほうは原価を割るになっておりますので、こちらが正しい表記であります。申し訳ございませんでした。

佐藤委員 それから、公共施設の使用料・手数料の基本方針の中の2ページです。第224条(分担金)のところですが、「政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体」とありますが、数人というのはどういった意味合いなのでしょう。

桑原総務政策部長 今、地方自治法を確認いたしましたところ、自治法第224条の表記はこのとおりとなっておりますけれども、「数人又は」というところで、「普通地方公共団体の一部に対し」からその下の2行のところ「当該事件により特に利益を受ける者から」というところがくくられております。数人または当該事件により特に利益を受ける者、そのいずれかからという解釈で読み解いてよろしいかと思っております。

富永委員 資料の冒頭の中で、物価高騰に対応した公共施設の使用料の見直しについての現状というところに、指定管理者が逼迫の状況になっている。それは、物価高騰などが要因になっているので今回は使用料の見直しもしたいということになっています。そこに書いてありますが、市の協定に基づいて定めた指定管理料が頭打ちになっているということです。この使用料を見直すのは当然でしょうけれども、今回の考え方を議論する前に市のほうとして指定管理料そのもの、委託料をどうしようという、そういうふうな発想や考え方はなかったんですか。

桑原総務政策部長 現行の利用料金制につきましては、先ほども説明の中で触れさせていただきましたが、協定前期間の3か年の平均収支をもって算定するというようにしております。今までそういうルールでもってやってきた理由といたしましては、当然ながら収益についても企業努力によってそれぞれいろいろな条件で変動する可能性があるといったところが見込まれますし、そのほかにもいろいろな外的要因によって収支が動く場合も考えられます。ただ、それらが動いたところで3か年はその平均値をもって、超えた場合あるいは下がった場合であっても補填せず、またそれを市が逆に指定管理者側が収益を上げた場合であってもいただくことはせず、ということでこのような方式を取ってきました。ただ、

今回は物価高騰、燃料価格の高騰というところを重視し、これから先、短期間の間にまた下がってくるということであればこの方式で続けるということも考えられますけれども、それがほぼ見込めないような状況もございます。今回、このように使用料の見直し、それから改定をさせていただきたいとするものでございます。

富永委員　考え方も分かるんですけども、今回の議題とは少しかけ離れますが、私は指定管理施設を市と指定管理者が協力をしながら維持して市民にサービスを提供するということからすると指定管理の内容そのものも検討すべきではないかと思いました。今回のこの使用料見直しのほかにも検討があったのかどうか、そこを聞きたかったです。

桑原総務政策部長　施設の種類によって、例えば福祉施設や教育施設については、利用料金制とは言っても決めた指定管理料を毎年払っている、そういった施設もあろうかと思えます。ただ、その根底の考え方とすると、先ほど申し上げたように協定前3か年の収支の平均額をもって当然埋め合わせできない部分を公費で出している、その金額がベースになっておりますので、考え方は同じということで捉えております。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑥旧堀之内子育て支援センター跡地利活用方針について

遠藤委員長　次に、⑥旧堀之内子育て支援センター跡地利活用方針について、執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　旧堀之内子育て支援センターにつきましては、地域から跡地の利活用について要望がありました。庁内で検討をした結果、方針が決まりましたので報告をさせていただきます。詳細につきましては企画政策課長より説明をいたします。

五十嵐企画政策課長　(資料「旧堀之内子育て支援センター跡地利活用方針について」により説明)

遠藤委員長　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

富永委員　旧子育て支援センターを防災公園的な使い方をもって整備をしていくということですけども、そうは言ってもこのこの地域は洪水ハザードマップの浸水想定区域に入っているということです。そうすると、その中に防災公園のようなものを造るというのはちょっとどうなのかなという疑問があります。整備はするんだけど実際の緊急避難場所として指定しないということだと、矛盾する計画のような気がします。どのように整理して考えていたのか、お聞かせください。

桑原総務政策部長　この大元の考え方につきましては、以前に地元から要望をいただいた内容が防災機能を持たせた公園ということでございました。この跡地全てではなく結果として一部にはなりましたが、このような形をお願いをさせていただきたいとするものでございます。ただ、災害は当然ながら洪水だけではなく地震や風などいろいろあり、当然ここに水が浸るようになってくるほどの状況であれば使えないといったところはもちろんありますが、それ以外の災害では対応できるということで見込んでおります。この区域全てではありませんけれども、こういう形で一部対応させていただければということで計画を立

てさせていただいたものでございます。

富永委員 地元の要望の内容ですけれども、防災公園を整備してほしいというその具体的な内容とか、そういった要望はあったのでしょうか。

五十嵐企画政策課長 当時、令和2年10月に出された要望内容としては、防災機能を有する防災公園の設置を要望するとありましたが、市としては防災公園までは設置できないということで、このたびの整備内容とした経緯があります。

富永委員 防災公園としての機能は求めないけれどもそれに近いような施設、設備ということでしょうか。

桑原総務政策部長 いわゆる都市公園の中での防災公園で定めるような大規模な防災公園という意味合いまでは持たせないということでございます。この資料の、洗い場があり、かまどベンチがあり、マンホールトイレがある、この必要最小限の整備にとどめさせていただきたいということです。先ほど申し上げたように、都市計画公園の中で規定しているような大規模なものではないということに理解いただければと思います。

富永委員 緊急避難場所の指定はしないということですが、先ほど部長の説明の中で浸水時には使えないけれどもそれ以外の地震やそのほかの災害には使えるという話がありました。浸水時以外の避難場所として指定することはできないのかどうなのでしょう。

桑原総務政策部長 指定避難所については、既にハザードマップの中で現在お示しをしておりましてでございます。この部分については、今指定はしておりません。ただ、地元の方々何かあったときここに避難できるという位置づけで、地元の方とこれから協議をしていきたいと思っております。あくまでもここが市のハザードマップにおける避難所指定地域にまでするかどうかなんかについては、今後また議論が必要だというふうには思っております。

富永委員 その辺のところをよく、関係団体等に説明をしていただくようお願いをしたいと思っております。整備スケジュールではこの8月から説明するということですが、もう説明はしているのでしょうか。

小島総務政策部副部長 8月とはなっておりますけれども、これから設定させていただく予定です。できる限り早めに設定したいと考えております。

遠藤委員長 ほかに質疑はございますか。(なし)なければこれで質疑を終結いたします。この件については、地元説明会もこれからということですので、引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) それでは、調査することで決定をいたしました。

⑦弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について

遠藤委員長 次に、⑦弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 こちらについても、関連ファイルのほうを御覧いただきたいと思います。いわゆる国民保護に関する住民訓練ということでございまして、今回魚沼市としては初めての訓練になります。その内容ですが弾道ミサイルを想定した内容としてございまして、期日は11月11日に実施をさせていただきたいとするものであります。なお、場所はこの本庁舎で、対象については稲荷町自治会ほか集まってきていただいた一般市民ということで

想定しております。詳細につきましては、防災安全課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

佐藤防災安全課長 (資料「弾道ミサイルを想定した住民避難訓練実施要領(案)」により説明)

遠藤委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 今回の訓練、県内では4か所ということで、見附市、佐渡市、新発田市、魚沼市が最初ということですが、こういった訓練は毎年度各県で行われ、それぞれその年度はどこが対象といった、国から指定があるような訓練なのでしょうか。

桑原総務政策部長 全ての自治体を対象としているところは変わりませんが、ただその中でやれるところとやれないところがありますので、国から県を通して希望する自治体を募ってということになります。今回は本市でも手を挙げさせていただいて、日程を組ませていただきました。

佐藤委員 ミサイルが発射してから通過情報まで10分ほどなんですけれども、実際、去年の10月4日に日本上空をミサイルが飛んだときは、発射から通過まで6～7分ぐらいでした。本当に短時間の中で避難ができるかどうかというところが、疑問に感じられるんですけれども、有効性というのはどうなのでしょう。

桑原総務政策部長 有効性というところになりますと、全くやらないよりは意識づけという点からするとやるべきというふうに考えて、今回計画をさせていただいたものであります。確かに自宅あるいは屋外に出ているという状況では、すぐに堅牢な建物に避難してくださいというアナウンスが出るかと思うんですけれども、近くに堅牢な建物がないということであれば難しいことにはなります。ただ、いつどの場所でこういった事態になるか分かりません。近くに避難する場所として、頑丈な建物、あるいは地下道やトンネルがあれば、そういったところに真っ先に逃げてくださいといった意識づけは大事かと思っております。そういう意味では、やるべき訓練であると認識しております。

佐藤委員 この弾道ミサイルの想定というのは、北朝鮮のミサイルを想定されているのではないかと思います。北朝鮮のミサイルの発射というのはアメリカを意識していると考えていますけれども、日本でこういったことを積極的に行うというのは、市民や国民の不安を逆に高めるのではないかという気がします。その点だけ聞かせてください。

桑原総務政策部長 北朝鮮を想定してるところもひとつではあるんですが、それ以外にも我が国の周辺は非常に緊張感が高まっているように認識をしています。いつどういいう状況でこういった大変な事態になるかというところは全く予想もつきませんが、危機意識を持ってもらう、あるいは何かあったらすぐに避難行動を取っていただくということで今回実施をするものでございます。変に不安をあおるという意味で行うものではありませんので、御了解をお願いしたいと思います。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし)なければこれで質疑を終結いたします。この件については、訓練ということで、内容につきましては市と県の協議ということですが、これについて議会へ参加等の話はないということでもよろしかったでしょうか。

桑原総務政策部長 今回のこの訓練でございますけれども、議会の皆さん方におかれましては、任意参加ということでお願いをさせていただければと思っております。総合防災訓練のときのように議員さんから出ていただくということではなく、今回は任意ということ

でございますので、あくまでも自主判断で対応いただければと思います。

遠藤委員長　これについて、検証作業はありますか。市で検証作業があれば調査案件に残しますが。

桑原総務政策部長　終わった後、当然振り返りはさせていただきます。今回の訓練の反省点などを集めまして、その後の委員会で報告をさせていただければと思っております。

遠藤委員長　では、この件につきましては、引き続き調査ということで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑧ふるさと納税の現状と課題、今後の方針について

遠藤委員長　次に、⑧ふるさと納税の現状と課題、今後の方針について、執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　(資料「ふるさと納税の現状と課題、今後の方針について」により説明)

遠藤委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　返礼品については、従来と同様のものであったとしても、寄附額のほうを2割アップということです。こういったやり方は、魚沼のほうでふるさと納税が減ってしまうような気もしますが、ほかの自治体も同じようなやり方で想定されているのでしょうか。

小島総務政策部副部長　各自治体に値上げするかどうかというのは聞きづらいところではございますけれども、やはり50%以内に収めるということだとほとんどの自治体が何らかの値上げや経費の部分を節減するという対応をしないと実現されないと思っております。一部聞いたところによりますと、やはり値上げしなければいけないという自治体もあるとのこと。

遠藤委員長　ほかに質疑はありますか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑨管理不全空き家の抑制に向けた解体費支援等について

遠藤委員長　次に、⑨管理不全空き家の抑制に向けた解体費支援等について、執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　(資料「魚沼市空家解体補助金チラシ」、「家の終活ガイド」により説明)

遠藤委員長　それでは、これらも含めて質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。(なし) では、このことについては補正対応ということでもあります。次の定例会の中でも関連の質疑はできますので、本件について今日は質疑を終結したいと思います。本件につきましては引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

⑩旧慣使用地に係る線下補償料の地元交付について

遠藤委員長 次に、⑩旧慣使用地に係る線下補償料の地元交付について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 (資料「旧慣使用地に係る線下補償料の地元交付について」により説明)

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森島委員 税を引いたトンネルの部分だろうと思うんですけども、この補償をしていただく電力会社からの補償料はいつ頃入るんですか。

桑原総務政策部長 それぞれ電力事業者によって時期等はばらばらになっておりまして、年度末のものもあれば12月のものもあるということで承知をしております。今回、今年度に入ってくるのが東京電力、それから東北電力ということになっております。地元の間接交付する分については、東京電力だけが対象になっております。資料の2ページ目に書いてあるとおりです。時期等については、年内なのか年度内なのか、その辺は今手元に資料がなく確認できませんが、いずれにしましても対応させていただければと思っております。

森島委員 そうすると、その年度内で処理をするということで、その自治体には5月の会計閉鎖期までには入るということで理解してよろしいですか。

桑原総務政策部長 それぞれの自治会によっては、市と違って出納整理期間がないところもあるかと思えます。その辺は、市のほうとしては予算を付けていただければ当然3月末までの対応はできますので、そのように対応させていただきたいと思っております。いずれにしましても、地元と協定を結ばさせていただきたいと考えておりますので、地元のほうにはその旨支払い時期等について協議をさせていただきたいと思っております。

遠藤委員長 ほかに質疑はございますか。(なし) これで質疑を終結いたします。この件についても、引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

それでは、その他、執行部から報告事項等はございませんか。

・熱中症の出動状況について

古田島消防長 参考的な報告になりますが、昨今の猛暑で熱中症の件数が多いということで資料を出させていただきました。(資料「熱中症搬送統計」、「最高気温」、「気温グラフ」により説明)

・一般財団法人地域づくり振興公社の解散に伴う残余財産について

・銀山平(蛇子沢小屋)の無償貸付について

小島総務政策部副部長 2件、お願いをいたします。まず、1件目であります。一般財団法人地域づくり振興公社の解散に伴う残余財産について報告をさせていただきます。去る7月31日に、今申し上げた公社から解散に伴う残余財産としまして1,066万7,570円が寄附となりました。総務文教委員会でも報告をさせていただいていたところですが、そのときよりも預金利息分35円が増額となりましたので報告をさせていただきます。

それからもう1件ですが、銀山平に蛇子沢小屋という小屋があるんですけれども、学習院大学から寄贈された小屋でございます。こちらについて無償貸付の契約をしたいということで9月の定例会に上程を予定しています。簡単に説明をさせていただきますと、今現在、銀山平森林公園等管理組合に5年前に無償貸付をしています。これは議会での議決をいただいているものであります。そちらの契約が切れまして、再度無償貸付の申請がございましたので、今回議決をいただいた後2年間ほど無償貸付をしたいというものでございます。こちらにつきましては、無償貸付期間に無償譲渡に向けて相手方と協議をしまいたいということでもあります。

遠藤委員長 残余財産については、これも補正対応等がありますか。

小島総務政策部副部長 9月の定例会に補正案件ということで上げさせていただく予定です。

遠藤委員長 これはいずれにしましても次期定例会の課題ということでもありますので、ここでは質疑を受けずに報告ということでさせていただきます。

・各種計画の進捗状況について

桑原総務政策部長 定員適正化計画の改訂、それから財政計画の改訂について説明をさせていただきます。

定員適正化計画の改訂の考え方につきましては、昨年9月、それから今年に入って2月の総務文教委員会において説明させていただいたとおりでございます。定員適正化計画につきましては、定員引上げなどによる制度改正に伴う今後の変動要素が大きいこと、会計年度任用職員の需要が増加していること、それから、今後の人口減少を踏まえた目標設定の抜本的な見直しが必要だということで、それらを考慮した中で現行計画期間の残り期間が少なくなっている状況にあり、その次の第三次計画の策定期間の準備を進める段階に差しかかっているということがございました。そうした状況を踏まえ、先般、計画の見直しについては、現行計画に時点修正を加えるという形で再改訂版をお示ししたところで、2月の総務文教委員会で説明をさせていただいたということでございます。この再改訂版の定員適正化計画については、令和7年度までの計画期間となっており、その後続く令和8年度からの第三次計画を策定することになりますが、これから策定準備に差しかかりたいということでございます。まだ第二次計画の再改訂版を策定した直後であり、これについての進行管理を見た中で目標設定の在り方等を改めて内部で検討してまいりたいと考えております。年度内には、ある程度また策定の準備についてお話できるかと思っておりますので、改めて準備が整い次第、報告をさせていただきたいと思っております。

また、財政計画でございますが、こちら10年期間の計画となっております。定員適正化計画と同様に昨年9月と今年2月の総務文教委員会でお伝えしたとおりでございます。この財政計画についても変動要素が大きいところがあり、主にコロナ禍によって大きな変動が生じ、それが国からの補助金等で大分動いているということです。それから、交付税に関して言いますと、合併算定替による影響がかなり深刻に見ていたところであったんですけれども、懸念されていた普通交付税の減少幅が当初想定していたほどではなかったということ、また加えまして、先ほども話がありましたふるさと納税の関係が近年急激に伸びているといったような、当初この計画策定時には想定していなかった案件がかなりあり

ましたので、それらの要素を踏まえた上で今回再改訂版を策定させてもらったということ
でございます。これも定員適正化計画と同様に、次期計画が令和8年度からということに
なりますので、それに向けた第四次計画の準備の考え方の検討を年度内に始めてまいりた
いと考えております。これについても進捗状況等を見ながら、その都度委員会のほうに報
告をさせていただければというふうに思っております。

遠藤委員長 これも報告ということですので、またその時期が来たら委員会のほうで
報告をよろしく願いいたします。ほかに執行部のほうからございませんか。(なし) ほかに
委員の皆さんから執行部に対して意見、協議事項等ございますか。(なし) では、この先
は委員会内部の話になりますので、執行部からは退席をお願いしたいと思います。(執行部
退席)

ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (15:54)

再 開 (16:05)

遠藤委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

(2) 今後の調査事項・課題について

遠藤委員長 日程第2、今後の調査事項・課題についてを議題といたします。最初に、第6
期前期からの申し送り事項についての資料がありますので、局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 (資料「第6期 総務文教委員会 調査結果(令和3年7月～令和5年
5月)」により説明)

この中で1点、12番の小型動力ポンプ付水槽車につきましては、引継ぎ事項になってい
ますが、先ほどの報告をもって終了になっていますので、その点についても確認をいた
だきたいと思っております。

遠藤委員長 それでは順次1点目から、今後2年間、この委員会においてやるべき案件につ
いて皆さんから意見をいただきます。

1点目、計画であります。これは先ほど部長のほうから説明をいただきましたが、財政
計画と定員適正化計画については年度内に方針が示されるということであります。その後
の活動になりますが、いずれにしましても令和8年度から第3期・第4期ということです
ので、この委員会内で報告を受け、若干の協議課題とさせていただきたいと思ってお
りますが異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

2点目、既存庁舎の利活用ということであります。これまで堀之内庁舎・広神庁舎・守
門庁舎等、また解体の決まった庁舎もございしますが、このことについては、いかがいた
しましょう。方針的には決定されている部分もありますが、名称変更を先ほど調査案件にし
ましたので、既存庁舎の利活用プラス施設の名称変更等も含めて整理をしながら残してい
きたいと思っておりますが異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

3点目の消防団員の件であります。これにつきましては、前消防長のほうから、条例定

数についての見直しが必要ということもあって、総務文教委員会のほうでは課題として上げておきました。このことについては、まだ案が出ているというわけではありませんが、委員会のほうから消防本部に向けての課題ということで残すか残さないかということになりますがいかがですか。

富永委員 定数ということであれば、残さなくてもいいのではないですか。

森島委員 検討すべきだということで申し送り事項になっておりますので、これは検討すべきではないでしょうか。

遠藤委員長 そうすると、案も出てこない状況ですがこちらから案を出して欲しいと呼びかけるということでしょうか。

森島委員 そのことも含めて、今の消防団員がどうなっているのか、当局側がどういう考え方なのかということをしていかなければならないと思います。これは、決算あるいは予算の特別委員会の中で委員の皆さん方からも話があった部分でもあります。そして、またこの委員会の中でも申し送り事項の中でそういうこともありましたので、私は検討すべきだろうと思います。

遠藤委員長 今、委員の意見もありました。確かに、定数については、今後、安心安全という部分も含めたり、なかなか参加できないでいる団員に対する報償等もあります。課題と捉え、委員会としては検討事項とすることで、異議ございませんか。(異議なし)では、そのまま残させていただきます。

次に、不要物品の売払いです。これは随時報告ということだったんですけど、報告を受けるような形でいいでしょうか。

森島委員 この件は、湯之谷の基幹集落センターが、この時点では解体していなかったんですけど、今は解体されて、これはもう終わったのでしょうか。これから出る部分はあるんですか。

坂大議会事務局長 そのものは終わっているんですけど、また別途そういうものが出てきたら随時報告を受けて調査をしていくということで理解をいただけたらと思います。

遠藤委員長 では、報告を受けながら、また課題があるようでしたらということで、異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

次に、公共施設改修等大型事業中長期的見込額集計についてです。これも特別委員会を設置しながら調査案件として上げてまいりました。このこともここ10年の計画ということでもありますので、引き続き調査案件として上げていきたいと思いますが異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

次に、空き家対策につきましても、先ほど話がありましたように解体に向けた支援策、あるいは空き家のカルテとか、そういった話も出ておりました。空き家対策全般ということで残していきたいと思いますが異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

次に、ケーブルテレビは廃止の方向で決定がされておりますが、これからの支援策ということで加入者に対する支援について市民説明会等もあります。解決に至るまでもう少し調査案件として残すべきかということでもありますので、内容を整理しながら調査案件として残したいと思いますが異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

次に、地域づくり振興公社のことでもあります。先ほど残余整理も終わり報告もあるとい

うことですので、これについては以上としてもいいのかなという感じがしますが、異議ございませんか。(異議なし) これにつきましては、残余財産の整理をもって一旦調査案件から外すということにしたい思います。

次に、ハラスメント調査です。これまでも随時報告ということで上がってきております。そういった案件については、ますますデリケートな部分を含んでいきますので、きちんと報告を受けたり、それがまた蔓延するようであればきちんとした調査・措置も必要かと思えます。委員会としては報告を受ける形でいきたいと思えますが異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

次に、インターチェンジのことについても名称変更が決定をされましたが、相乗効果等については専門家による16億円という想定額もありますので、引き続き相乗効果とそれを生かした活性化策については委員会としても取り組むべきかなと思っております。内容を整理しながら、インターチェンジのことについては調査案件にしたいと思えますが異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

次に、文書保管について、まだこれから建物建設等も含めて課題があるように思えますので、そのまま継続とさせていただきますが異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

次に、12番目の小型動力ポンプ付水槽車は、先ほど坂大事務局長の話もありましたが、納品も終わり完成検査も終わっているということでありますので、調査案件から削除させていただきます。

次に、消防用施設の課税免除につきましても、残り7施設ではありますが、地権者が複数に渡るということで難航しそうだということではありますが、随時報告を受けるということで調査案件に残させていただきますが異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

以上、昨年からの引き続きであります。新たな案件として皆さんからこの2年間でやらないものがあるのではないかとということで意見を承ります。今、特段思い当たるものがないようでしたら、案件によって加えることもできます。今日のところは、これに付け加える作業のほうは先送りしたいと思えますが、異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。では、日程第2につきましては、以上とさせていただきます。

(3) 行政視察について

遠藤委員長 日程第3、行政視察についてを議題といたします。佐藤委員、大桃委員、私と富永委員と若干打ち合わせをした部分について提示をさせていただきました。若干私と副委員長で腹案を作ったので見ていただきたいと思えます。佐藤委員が三条市の市民部地域経営課コミュニティ推進係のまちづくりに関するものでありますし、大桃委員が上げていただいたのがエネルギー関係の課題ということです。これは大桃委員と事前に話をさせてもらいましたが、所管からいうと若干総務委員会でない部分もありますが、今日の協議に上げさせていただくということにしております。

大桃委員 そのことで、エネルギー関係というのは今必要だろうということで、所管外だっ

たんですが私個人の思いも含めて上げさせてもらいました。今、委員長、副委員長から提案があるということであれば、私はこれを取り下げさせていただきます。

遠藤委員長　　3点目が、同じまちづくりなんですけど、公民連携のまちづくりということで、岩手県の紫波町で成功事例がありました。その方も大分新潟にも来て講演会等もしておりますし活性化してるような例がありましたので、上げさせていただきます。あと、魚沼においても原子力防災ということで、今後の防災計画の中の位置づけでもあります。過去の災害事例を学び新たな取組ということの中で、2点ほど上げさせていただきました。あと、復興の様子ですとか、地域防災計画の関係がどのようにこの震災以降積み重なっているか、いろいろなことで防災を観点に上げてみました。これは委員の皆さんの意見を尊重したいので、あくまでも例であります、方向的、方針的な部分について意見をいただけたらと思います。

ここで、しばらくの間休憩といたします。

休　　憩（16：18）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（16：24）

遠藤委員長　　休憩を解き、会議を再開いたします。先ほど休憩中に決定したことを報告いたします。日程につきましては、2泊3日の行程で、行き先についてはまちづくり、あるいは防災関係、そのほか所管の委員会にふさわしい視察地をこれから選定し、東北方面で組むということです。行き先については、正副委員長に一任ということで話をいただきました。相手方を早期に研究をしながら日程調整に入りたいと思います。内容については後日また委員会で報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。行政視察については、異議ございませんか。（異議なし）そのように決定いたしました。

ほかに委員の皆さんから協議事項等ございますか。（なし）ないようでありましたら、本日の日程は全て終了いたしました。会議録の調製につきましては委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会はこれにて閉会とさせていただきます。

閉　　会（16：26）